

一般社団法人 中国ウェルネススポーツネットワーク

『賛助会員規約』

第1条 【目的】

本規約は、一般社団法人 中国ウェルネススポーツネットワーク（以下「当法人」という）の活動理念を広く一般に周知し、これに賛同する賛助会員を募集するとともに、当法人の活動を推進することを目的とし、その内容について必要な事項を定めることとする。

第2条 【入会】

当法人の賛助会員となるには、所定の様式による申し込みをし、社員総会の決議を得なければならない。

第3条 【会費・特典】

- ① 個人会員 一口 5,000円（年会費）
② 法人会員 一口 10,000円（年会費）
- 年会費を当法人の指定する口座に振り込んだ日を入会日とする。

会員	会員ランク	会費（年会費）	特典
個人会員 様	個人スポンサー	5,000円 / 一口	①ホームページに御芳名を掲載（ご希望者のみ） ②当法人が利用しない日で、後記の法人会員が利用しない日の当法人が所有するマイクロバスを利用（別途相談による）
法人会員 様	シルバースポンサー	10,000円 / 一口	①ホームページに貴社名またはバナー掲載 ②当法人が利用しない日で、後記のゴールドスポンサーが利用しない日の当法人が所有するマイクロバス利用（別途相談による）
	ゴールドスポンサー	30,000円 / 三口	①ホームページに貴社名またはバナー掲載 ②スタッフ着用ウェアに貴社名印刷 ③当法人が利用しない日の当法人が所有するマイクロバス利用（別途相談による）

第4条 【退会】

賛助会員は、1ヶ月以上前に当法人に対し退会届を提出することにより、任意に退会することができる。ただし、既納された年会費は返還されない。

第5条 【除名】

当法人は、賛助会員が下記の一つに該当する行為を行った場合、社員総会の決議により、その会員を除名することができる。尚、除名された会員に対し、当法人は既納された年会費を返還しない。

- 当法人の定款または本規約に違反した場合
- 犯罪等によって本法人の信用を失墜させて場合
- 本法人の名誉を毀損し、または当法人の目的に反する行為をした場合
- 年会費を納入期限から1ヶ月以内に納入しなかった場合

第6条 【守秘義務】

当法人は、賛助会員の個人情報について、本人の承諾なくして、その情報を公開または使用しない。会員の退会後についても同様とする。

第7条 【賠償】

当法人の責に帰さない活動において、賛助会員が当法人や他の会員、第三者に対して損害を与えた場合、当法人はその損害に対して賠償する責任を負わない。

また、賛助会員が本規約に反し、または不正、違反な行為によって当法人に損害を与えた場合、当法人は当該会員に対して、損害賠償の請求を行うことができる。

第8条 【反社会的勢力の排除】

1 当法人及び賛助会員は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

- 反社会的勢力に自己の名義を利用させること
- 反社会的勢力が経営に実質的に支配していると認められる関係を有すること

2 当法人及び賛助会員は、前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

附則 この規定は、平成28年2月22日より施行する。